

第8章 計画の推進体制

地域福祉に関わる課題は、福祉、保健、医療、住まい、就労、教育、人権、防災など、多岐にわたります。

そのため、市民をはじめ、関係団体、社会福祉協議会、社会福祉事業者、行政等が丸となって、多様化・複合化する地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携・協働により、その解決を促進する施策に取り組み、地域福祉の推進を図っていきます。

1 地域福祉ネットワーク形成による計画の推進

(1) 地域協働、多職種連携による包括的な支援体制の構築

地域福祉の推進にあたっては、制度に基づく施策を推進する市などの行政機関、地域福祉の中間支援組織としての社会福祉協議会、それぞれの分野を横断する地域福祉ネットワークの中心となる専門機関や事業者、そしてなにより、近隣住民、自治会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、学校園、各種関係団体、NPO・ボランティアといった市民活動団体など、さまざまな地域資源の主体と協働して、多職種連携による包括的な支援体制の構築を図り、また、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施するなど、より効果的な施策推進をめざします。

(2) 市民の役割

市民は改正社会福祉法において地域福祉の推進主体として明確に位置づけられており、複雑多様化・複合化する地域生活課題を解決するため、行政や社会福祉協議会、社会福祉事業者のみならず、地域の支援関係者や各種関係団体、当事者団体、NPO・ボランティア団体など、さまざまな支援機関と連携し、「地域共生社会」の理念のもと、主体的に地域福祉推進に取り組んでいくことが期待されます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定される社会福祉に資するさまざまな事業を実施することで、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された団体です。市は地域福祉を推進するにあたって、常に社会福祉協議会との連携・協働を図り、その活動を継続的に支援していく必要があります。その上で社会福祉協議会は、多様化、複雑化する新たな福祉課題に対してその社会的使命と役割を果たすために、本計画に基づく「地域福祉活動計画」に掲げる施策の確実な実行と、より積極的な施策展開を図る必要があります。

本計画では社会福祉協議会を、市の地域福祉における中核的役割を果たす中間支援組織として明確に位置づけ、さまざまな福祉分野のネットワークの中心として、地域

福祉活動を総合的に推進する役割が期待されます。

(4) 社会福祉事業者の役割

社会福祉事業者は、地域の要援護者を支える福祉サービスの提供者として利用者に安心して利用してもらうためには、常に客観的な視点でサービスを見直し、利用者のニーズにあわせた改善を継続することで、質の高いサービスを提供する必要があります。あわせて事業内容やサービス内容の情報提供を広く行い、相談等を通じて他機関の支援が必要な課題を把握した場合は、適切な支援機関につなぐなど、他のサービスとの連携強化によるサービスを利用しやすい環境づくりが求められています。

また、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応し、ボランティア体験の受け入れや地域のさまざまな人との交流を深めることにより、福祉的配慮が必要な人への理解の深化を進める場としての役割が求められます。

さらにさまざまな分野のサービス事業者や地域との連携を図ることで、地域に広く開かれた施設として、地域のつながりや支えあいに対する支援といった取り組みが期待されます。

(5) 行政の役割

行政は法や制度に基づき、それぞれの分野において責任をもって施策に取り組み、福祉の推進を図っています。その上で「制度の狭間」などにより既存の福祉サービスを受けにくい人々に対する支援を、相互の連携において実施する必要があり、多様化、複雑化する地域生活課題に対応するために、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備し、多機関の協働により包括的な支援体制を構築することが求められています。

市全体の行政の推進においても福祉や保健はもとより、教育、労働、人権などさまざまな分野において福祉的な視点から事業を見直し、各分野の連携や施策の工夫・改善を図り、福祉的な配慮が必要な人々の自立を支援するための施策を、それぞれの立場において進める必要があります。

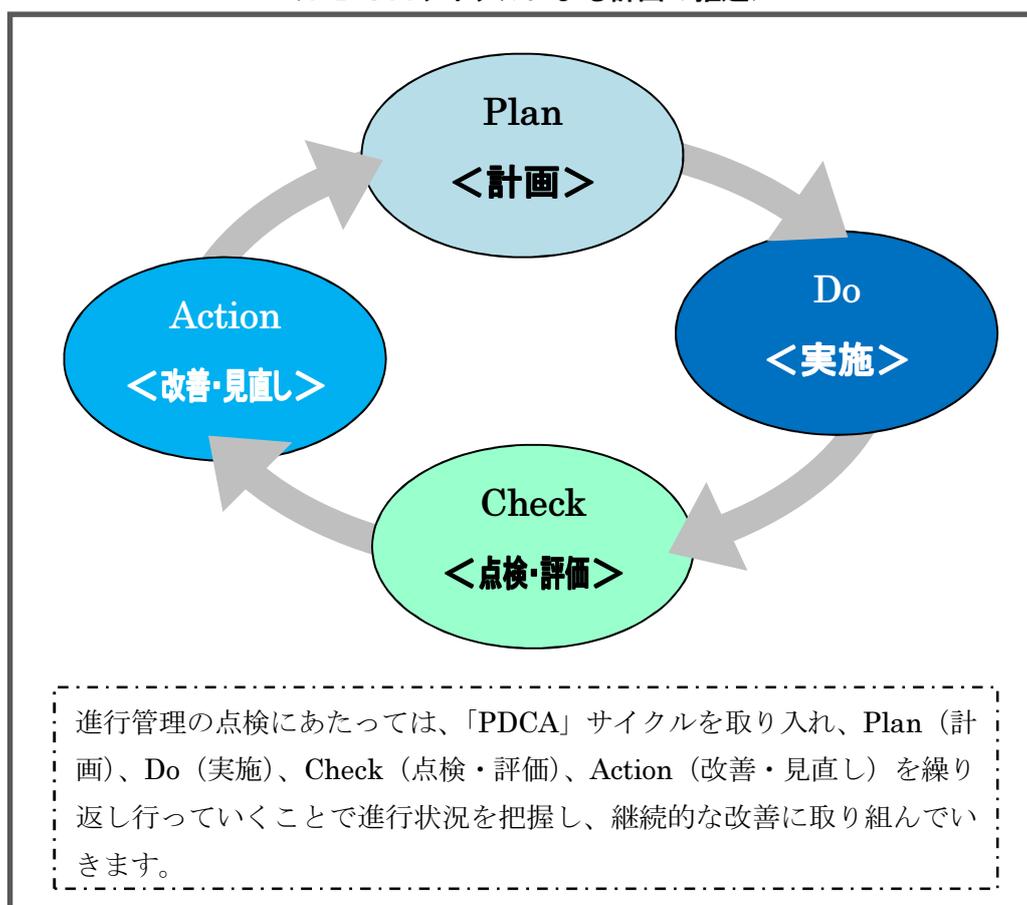
また、地域の社会資源である地域の支援団体、当事者団体、NPO・ボランティア団体などの関係機関・団体の役割を尊重し、相互の連携・協力の上での地域の福祉活動が促進されるよう、支援していきます。

2 計画の実効性の確保

(1) 計画の進行管理

本計画の進捗管理については、計画の進捗状況の確認、評価を継続的に実施するため、「社会福祉審議会」においてPDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、本計画に新たに生じた課題などについて検討を行います。また、計画の進捗状況についてはウェブサイトなどで随時公表していきます。

＜PDCAサイクルによる計画の推進＞



(2) 事業評価・見直しのしくみの検討

行政内部の横断的な取り組みを進めるにあたり、福祉推進委員会を中心に連携を図り、限られた人員・予算の中で計画の効果的な推進に努めます。

また、計画の目標達成に向けて、上記の推進体制における評価に基づく事業の見直しや新たな事業の検討などを継続して行います。あわせて関係機関などから取り組みに対する意見を受ける機会づくりに努めます。

(3) 計画の周知

本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、広報紙や市のウェブサイトでの紹介、わかりやすいパンフレットの作成など、幅広く本計画のPRに努めるとともに、市内の関係機関などにも協力を依頼し、市民へのきめ細かい周知を図ります。